金魚の館金魚ギャラリー販売管理要項

（1）概要

　　 年間25万人以上来場がある金魚と鯉の郷広場の活用と町内消費の喚起を図るため、金魚の館に設置してある販売用棚を利用し、金魚に関係するオリジナルグッズや店舗商品の販売希望者（以下「販売者」という。）に代わり、長洲町観光協会が、館内での販売・管理等を行う。

（2）販売場所

　 金魚の館（金魚と鯉の郷広場内）

〒869-0123　熊本県玉名郡長洲町長洲3150番地

　 ※販売用棚の詳細については別紙のとおり

（3）管理料金

1コマ：高さ40㎝×幅150㎝×奥行40㎝

・上段　1,000円／月

・中段　1,500円／月

・下段　1,200円／月

全18コマ（1ワゴン6コマ×3台）

原則1日～翌月末日までの期間とする。

※管理については月単位で行う。（途中で撤去になった場合も返金は不可）

※支払は原則現金で前払いとする。（搬入日に支払うものとする）

（4）販売方法

・長洲町観光協会が代理で行い、販売した料金については全て販売者へと支払う。

・個々の商品の陳列やPR関係POP、値段表示は販売者により自ら行う必要がある。

・管理期間内の商品の変更も可能であるが、陳列の変更は販売者により行い、変更前に商品変更のリストを同観光協会へと提出する必要がある。

（5）販売金額の支払い方法

・販売した金額の販売者への支払いは月毎に行う。（末日締め／翌月10日支払）

・原則として、事務局（役場まちづくり課）での手渡しでの支払いとなるが、振込を希望する場合は振込口座を記入し、捺印した請求書の提出が必要となる（締め日の10日前まで）。また、振込手数料については販売者の負担とする。

（6）搬入・展示について

・商品の搬入・展示については、販売者が行う。

・搬入・展示は金魚の館開館（午前9時～午後5時）中に終了する時間内とする。

（7）販売物について

・原則として金魚や長洲町に関連する品物。

・生物を除く、スペース内に展示可能な作品及び商品で、2次創作を除くオリジナル作品に限る。

（8）管理について

・商品の品質の管理等については販売者自身が行う。

・商品の紛失、破損等に関しては同協会では一切責任を負わないものとする。

（9）申込みについて

・別紙申込書（様式1）へ記入し、長洲町観光協会事務局（長洲町役場まちづくり課内）へ提出する。

・希望する月の2か月前から14日前までに申し込みを行う。

・連続で申し込む場合は最大3ヶ月までとする。（それ以降は再度申込みを行い、空きがあれば再度3ヶ月申し込むことも可能）

・申込期間途中の撤去を希望する場合は、撤去日の14日前までに様式2により申請を行うものとする。（その場合も月単位での精算となるので、撤去した月の管理費の返金は行わない。）

（10）募集対象について

　　　販売者は事業所・各種団体・個人を問わない。